

## 10月の無料相談

※祝日は除きます

相談名	日	時	場所	主な相談内容(相談員)
市民法律相談	毎週火曜日	13:00~16:00	広報広聴課 (☎内線2376)	法律が関係する困りごと(弁護士) ※予約制
税務相談	12日(水)	13:00~16:00 (予約時間10:00~14:00)	真鍋事務庁舎 (☎824-5055)	相続税・贈与税などの税について(税理士) ※予約制
市民相談	月~金曜日	8:30~17:15	広報広聴課 (☎内線2376)	要望、苦情、意見など(担当職員)
心配ごと相談	水・金曜日	13:00~16:00	社会福祉協議会 (☎821-5995)	日常生活の困りごと、悩みごと(専門相談員)
行政相談(合同相談)	18日(火)	10:30~15:00	市民会館(広報広聴課☎内線2376)	国・県に対する苦情、意見、要望(行政相談委員)
消費生活相談	月~金曜日	9:30~16:30	消費生活センター (☎823-3928)	商品、契約や多重債務などのトラブル(消費生活相談員)
家庭児童相談	月~金曜日	8:30~17:15	子ども福祉課 (☎内線2393)	18歳までの子どものすべてについて(家庭児童相談員)
育児相談	月~金曜日	9:00~17:00	地域子育て支援センター“さくらんぼ” (☎823-1288)	乳幼児のしつけ、生活習慣(保育士)
早期療育相談	月~金曜日	9:30~16:30	療育支援センターほか (☎822-3411)	言葉の遅れや落ち着きがないなど、子どもの発達、行動面に関すること(早期療育相談員)
青少年相談	火~日曜日	10:30~17:00	青少年センター(ウララ2 8階 ☎823-7838)	青少年についての困りごと(専任相談員) ※電話相談可
教育相談	月~金曜日	9:00~16:00	教育相談室 (☎823-7837)	不登校やいじめなどの早期解決と防止(教育相談員) ※予約制
交通事故相談	月~金曜日 (水曜日は弁護士相談)	9:00~16:45 (13:00~16:00)	土浦合同庁舎県南地方交通事故相談所 (☎823-1123)	交通事故に関すること(県受審相談員・弁護士)
人権相談	月~金曜日	8:30~16:00	法務局土浦支局 (☎821-0792)	家庭内の問題、いじめ、差別など(人権擁護委員、担当職員)
生活相談	毎週水曜日	13:00~16:00	新治地区公民館 (☎862-2900)	生活上のこと、人権にかかわること(生活相談員)
ひきこもり専門相談	17日(月) 24日(月)	10:00~12:00	土浦保健所 (☎821-5516)	ひきこもりについての困りごと(専門医) ※予約制
精神クリニック	21日(金)	14:00~16:00	土浦保健所 (☎821-5516)	精神障害者の医療などに関すること(精神科医師) ※予約制。1日2件まで

## ◎ 女性のための各種相談

フェミニスト相談	毎週水曜日 8日(土)	11:00~15:40 10:00~15:00	男女共同参画センター (ウララ2 7階 ☎827-1107) 月曜休館	夫婦のこと、対人関係や職場でのトラブルなど(専門カウンセラー) ※予約制
法律相談	27日(木)	13:30~15:30		法律が関係する困りごと(女性弁護士) ※予約制
法律関連一般相談	14日(金)・28日(金)	13:00~15:40		法的な手続きについてなど(専門相談員) ※予約制
一般相談(外国人相談を含む)	14日(金)・28日(金)	13:00~16:00		仕事や家族関係、生き方など、女性を取り巻くさまざまな悩みごと(専門相談員) ※予約制
DVヘルプライン(電話相談)	20日(木)	13:00~16:00	☎827-2525	配偶者や恋人からの精神的・肉体的暴力などの悩みに関すること

## ご注意ください 未公開株、社債のトラブルが増えています！ 被害にあった人が再び被害にあうケースも！！

消費生活センターから  
☎823-3928

◆事例1：「ある会社のパンフレットが届いたら、3万円で買い取るので保管しておいてほしい」という電話があった。3万円で買い取ってもらえると思い話を聞く中で、「当社の代わりにその会社の未公開株を購入してくれれば、3倍の金額で買い取る」と言われた。良い話だと思い、届いたパンフレットの会社に連絡を取り、400万円で購入したが、3倍で買い取ると言った業者と連絡が取れなくなった。

◆事例2：「過去に未公開株や社債を購入し被害にあった人を救済しています」と電話があった。過去の被害額が取り戻せるので、代わりに別の社債を購入して欲しいと言われ100万円で購入した。その後業者と連絡がとれなくなり、過去の被害額300万円が取り戻せないばかりか更に被害が拡大してしまった。

♣️アドバイス：最近の未公開株や社債の勧誘は、複

数の事業者が登場し、消費者にお金を支払わせるためにいろいろな手口を使い勧誘する、いわゆる劇場型と呼ばれるものが増えています。お金を増やして利益を得たい、被害を少しでも回復したい、という消費者の心理に付け込んでいきます。「高値で買い取る」「過去の被害を救済する」などの言葉を信じて未公開株や社債を購入しても、買い取り業者が約束を守ることはありません。また、株の発行会社に解約を求めても、発行会社は買い取り業者との関係はないと主張し解約に応じず、支払ったお金を取り戻すことは非常に困難です。

だまされないためには、安易な儲け話に絶対に手を出さないことが大切です。うまい話は絶対にありません。おかしいと思ったら、すぐに消費生活センターにご相談ください。